

令和3年11月19日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 長田 周久

参事役 佐藤 康悦

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室長 高澤 有美

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁(令和3年度上半期分)について

令和3年度上半期(令和3年4月～令和3年9月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することにしています。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	大田年金事務所 課長(50代 男性)	戒告	9月10日	厚生年金関係書類の処理を長期間遅延等させていたもの

※ 被処分者の所属・役職は原則として行為時のもの

以上